

国港総第661号
国港技第109号
令和7年3月4日

各地方整備局 総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

(参考送付)

北海道開発局

港湾空港部 港湾行政課長 殿

港湾空港部 港湾建設課長 殿

沖縄総合事務局

開発建設部長 殿

港湾局 総務課長
技術企画課長
(公印省略)

公共工事（港湾空港関係）の契約変更手続きの透明性を確保するための
第三者による適正性チェックについて（試行）

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の審議において、衆参両院の国土交通委員会で「公共工事の契約変更手続きの透明性を確保するため、まずは国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する新たな仕組みを導入すること。あわせて、それ以外の公共工事における個々の契約変更についても導入を検討すること。」の旨が決議されたところである。

これを踏まえ、国土交通省地方整備局（港湾空港関係）発注工事における契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性をチェックし、その意見を反映する仕組みを試行することとしたので通知する。

記

1. 対象工事

国土交通省地方整備局（港湾空港関係）発注工事のうち支出負担行為担当官が発注する工事。ただし、緊急性が高い災害復旧工事等は除く。

2. 第三者による適正性チェック方法等

大幅な増額変更等の契約変更手続きに際し、発注者と受注者以外の第三者から意見を聴取することとし、詳細は以下の通りとする。

(1) 意見聴取の対象範囲

- ① 変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるもの
- ② 工事の区分の追加
- ③ 工事場所の追加

(2) 意見聴取の内容

(1) に関して、増額変更等の適正性を確認する視点で意見聴取する。

(3) 意見聴取のタイミング

設計変更の前に実施するものとする。なお、設計変更とは、契約変更の手続きの前に変更内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。

(4) 第三者の選定

各地域の実情を考慮し、受発注者以外の視点で意見聴取をできる者とする。

(5) 意見聴取結果の公表

「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(最終改正令和5年12月27日付け国会公契第19132号、国官技第273号、国営計第129号、国営整第155号、国北予第14号)に基づき、「契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の契約変更の理由」に第三者の意見聴取を実施した旨を記載する。

3. 適用

本通達は、新規契約工事又は既契約工事に係わらず、令和7年4月1日から令和10年3月31日までに設計変更を行う工事に適用する。